

次の（設例）を読んで、XおよびYの罪責について論じなさい（ただし、特別法上の罪は除く。）。(配点：100点)

（設例）

Xは、Sという薬物を入手して転売しようとして企てたが、Sは処方箋医薬品に指定されており、Sを薬局で購入するためには医師の処方箋が必要であった。Xは、中学時代の後輩のYがA県立病院の医師Bの知合いであったことから、Yを通じてBに処方箋の作成を依頼しようと考え、Yに対し、「Sという薬物を売って儲けようと考えているが、Sを薬局で購入するためには医師の処方箋が必要だ。BがXにSを処方するという嘘の内容の処方箋をB名義で作成してくれるようBに頼んでくれないか。その処方箋を使ってSを薬局で購入する」と依頼した。Yは、報酬がもらえるわけでもないし、そのような不正に加担するのは嫌だったが、先輩であるXの依頼であったため断ることができず、渋々承諾した。

しかし、その後、Yは、「Bは厳格な人物であるから、嘘の処方箋の作成を頼んでも到底応じてくれないだろう」と考えるに至り、Xに諮ることなく、自ら処方箋を作成することにした。Yは、「XにSを処方する。A県立病院医師B」という内容の処方箋様の文書を作成し、「B」と刻印された印鑑を自ら用意して押印した（以下「本件文書」という）。

後日、Yは、本件文書を作成した経緯には触れずに、本件文書をXに渡した。Xは、本件文書を薬局で店主Cに渡し、薬物Sの購入を申し込んだ。Cは、本件文書が真正の処方箋であると思って、これに応じ、Xは、Cに代金5,000円を支払い、薬物SをCから受け取った。

Xが薬局を出た後、Cは、Xから渡された本件文書を再度見ると、真正の処方箋とは書式が少し違っていたことから不審に思い、すぐにXを追いかけ、「さっきの処方箋は偽物ではないですか。薬物を返してください」とXに求めた。すると、Xは、薬物Sを持ってその場から逃走するため、「近づくな。近づくと、どうなっても知らないぞ」などと叫びながら所携のナイフを何度も振り回した。Cは、恐怖のため動くことができず、その間に、Xは、その薬物を持って現場を立ち去った。